

元の生活を返せ訴訟 第9回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第10回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第10回口頭弁論：3月26日（水）14：00から

同時開催：第10回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2015年3月26日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,393人（1次原告数822人／2次571人）
世帯数（1次336世帯）（2次264世帯・内16は1次と重複）

被 告 国、東京電力株式会社

※2014年12月8日に第3次提訴（第3次原告181人）。

→まだ、1次・2次とは併合されておらず、審理は始まっていない。

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金 25 万円。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方である。

第 2 第 10 回口頭弁論の概要

1 原告の主張

原告側は、今回被告らの責任を説明する準備書面（21）と（22）を提出しました。

準備書面（21）では、添田孝史氏著の「原発と津波 警告を葬った人々」（岩波新書）に基づき、被告らの責任とその悪質性を説明しました。

準備書面（22）では、被告国に対する津波の予見可能性を説明しました。国は、自ら法に基づき設置した地震調査研究推進本部が策定した「長期評価」を否定する不合理な主張を行い、また、被害が発生しない段階では、規制権限を行使しなくても良いと実質的に主張するなど、言語道断な主張を行っているため、その点を説明しています。

また、原告らの陳述書のうち 74 通を先行して今回裁判所に提出しています。

2 国の主張

国は、今回第 8 準備書面を提出してきました。その内容は、当時の法体系、規制体系、対策体系などを説明して、国の責任を否定しようとするものです。実質的な危険性は考慮せず、形式論による反論であり、およそ許されるものではありません。

3 東電の主張

東電は、今回準備書面（10）を提出してきました。原告らが主張してきた、自首避難者に関する中間指針等の不合理性、国のリスクコミュニケーションが成功していないことに対する反論を行い、また、原告らが主張する被侵害利益に対する反論を行ってきました。いずれも、不合理な内容となっています。

4 第 10 回口頭弁論の進行

原告側からは、代理人 1 人が主に原告準備書面（22）に関する意見陳述を行います。そして、原告も 2 人が意見陳述を行います。

5 第 11 回法廷

2015 年 5 月 18 日（月）14 時です。

※今回は月曜日の期日となります。

以 上